

平成 2 8 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

印刷物番号

27-88

議案第 34 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する
省令（平成 28 年厚生労働省令第 12 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が改正
されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26
年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「特別支援学校小学部を含む」を「特別支援学校の小学部および義務教
育学校の前期課程を含む。第10条第4項第4号を除き、以下同じ」に改める。

第10条第4項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。